

週二回(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

公報

(号 外)

第四十一号

一九七〇年

五月二十七日

目 次 ページ

戸籍法施行規則の一部を改正する規則(規則第六十二号) 1

農林局事項

○家畜伝染病予防法による予防注射の実施について(農林局告示第十二号)

16

規 則

規則第六十二号

戸籍法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九七〇年五月二十七日

行政主席 屋 良 朝 苗

戸籍法施行規則の一部を改正する規則

戸籍法施行規則(一九五七年規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二号中「資格及び氏名」の下に「(父又は母が届出人又は申請人であるときは、氏名を除く。)」を加える。

附録第六号から附録第九号までを次のように改める。

附 則

この規則は、一九七〇年七月一日から施行する。

附録第六号 戸籍の記載のひな形

注意 (このひな形は、戸籍に記載すべき相当欄及び特殊の記載例を示すに止まり、必要な記載事項を全部不すものではない。例を)

1

本籍	東京都千代田区平河町朱 二十丁目四番地	氏名	甲野 義太郎
婚姻の届出により昭和四拾六年七月拾日編製④			
昭和四拾七年参月六日東京都千代田区平河町二十丁目十番地に転籍届出④			
父	昭和拾九年六月貳拾壹日東京都千代田区で出生同月貳拾五日父届出入籍④	父	七 甲野 幸雄 長
母	昭和四拾六年七月拾日乙野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町二十丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍④	母	松子 男
夫	昭和七拾五年七月拾七日妻梅子とともに乙川英助を養子とする縁組届出同月貳拾日大阪市北区長から送付④ 昭和七拾七年参月七日千代田区千代田五番地丙山竹子同籍信夫を認知届出④	夫	義太郎
出生	昭和拾九年六月貳拾壹日	出生	昭和拾九年六月貳拾壹日
父	昭和貳拾年参月八日京都市上京区で出生同月拾日父届出入籍④	父	乙野 忠治 長
母	昭和四拾六年参月拾日甲野義太郎と婚姻届出京都市上京区小山初音町十八番地乙野梅子戸籍から入籍④	母	春子 女
妻	昭和七拾五年参月拾七日夫義太郎とともに乙川英助を養子とする縁組届出同月貳拾日大阪市北区長から送付④	妻	梅子
出生	昭和貳拾年参月八日	出生	昭和貳拾年参月八日
父	昭和四拾六年参月貳日東京都千代田区で出生同月拾日父届出入籍④	父	甲野 義太郎 長
母	昭和七拾四年参月拾六日父甲野義太郎の推定相続人廃除の裁判確定同月貳拾日父届出同月貳拾参日大阪市北区長から送付④	母	梅子 男
朱	昭和七拾五年参月六日丙野松子と婚姻届出同月拾日横浜市中区長から送付同区	朱 X 松太郎 朱	
出生	昭和四拾六年参月貳日		
朱	昭和四拾八年参月拾日		

昭和六拾六年五月廿日東京都千代田区で出生同月六日父届出入籍④	父	乙川 孝助	二
昭和七拾五年七月廿七日甲野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出(養子の代議者親権者父母)同月廿拾日大阪府北区長から送付京都市上京区小山西町二十番地乙川孝助戸籍から入籍④	母	冬子	男
	養父	甲野 義太郎	養
	養母	梅子	子
		英 助	
	生	出	昭 和 六 拾 六 年 五 月 廿 日
昭和七拾五年七月五日末之原信吉と協議離婚届出同月七日横浜市中央区長から送付同区本町一丁目八番地乙原信吉戸籍から入籍④	父	甲野 義太郎	二
昭和七拾五年八月貳日分籍届出東京都中央区日本橋室町一丁目一番地に新戸籍編製につき除籍④	母	梅子	女
	朱	あ	
	朱		
	生	出	昭 和 五 拾 五 年 七 月 九 日
昭和七拾六年六月廿日東京都千代田区で出生同月参日母届出同月拾日同区长から送付入籍④	父	甲野 義太郎	男
	母	丙山 竹子	
昭和七拾七年七月七日甲野義太郎認知届出同月拾日東京都千代田区长から送付④			信 夫
昭和七拾七年七月廿五日父の氏を称する入籍届権者母届出千葉市千葉町五番地丙山竹子戸籍から入籍④			
昭和七拾七年七月貳拾日協議により親権者を父甲野義太郎と定める旨父母届出④	生	出	
	父		
	母		
	生	出	年 月 日

3

甲野 義太郎

附録第七号 戸籍記載例										
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
保のにもの嫡出子とあつた届出が留と生	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右
保のにもの嫡出子とあつた届出が留と生	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
保のにもの嫡出子とあつた届出が留と生	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
保のにもの嫡出子とあつた届出が留と生	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
保のにもの嫡出子とあつた届出が留と生	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
保のにもの嫡出子とあつた届出が留と生	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
保のにもの嫡出子とあつた届出が留と生	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
保のにもの嫡出子とあつた届出が留と生	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
保のにもの嫡出子とあつた届出が留と生	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
保のにもの嫡出子とあつた届出が留と生	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右

20	19	18	17	16	15	14	13	12
三 妻子女組	右	右	右	右	右	右	右	右
三 妻子女組	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
三 妻子女組	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
三 妻子女組	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
三 妻子女組	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
三 妻子女組	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
三 妻子女組	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
三 妻子女組	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
三 妻子女組	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
三 妻子女組	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右

109	103	107	106	105	104	103	一一 入籍	102	101	一一 推定相続人の廃除	100	一〇 姻族関係の終了	合 出をした場
右	右	右	右	父の氏を称する入籍届右につき新戸籍ある母の所籍を編製する(在籍)	右	氏法七九一入籍後の本条一項によ籍地(届出人母の氏を(届出人母の所籍を(在籍)	推定相続人 廃除取消届 右	推定相続人 廃除された者の本籍地 同右	推定相続人の廃除 同右	姻族関係終了 本籍地 生存配偶者の戸籍 生存配偶者の身分 昭和四拾七年五月七日父の氏を称する入籍届右につき新戸籍ある母の所籍を編製する(在籍)	了届 本籍地 生存配偶者の戸籍 生存配偶者の身分 昭和四拾七年五月七日父の氏を称する入籍届右につき新戸籍ある母の所籍を編製する(在籍)	合 出をした場	
同右	同右	同右	同右	欄	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
子の従前事項欄	父の従前事項欄	子の身分事項欄	父の身分事項欄	欄	子の従前事項欄	子の身分事項欄	子の身分事項欄	子の身分事項欄	子の身分事項欄	子の身分事項欄	子の身分事項欄	子の身分事項欄	子の身分事項欄
昭和三拾七年四月五日父の氏を称する入籍届右につき新戸籍ある母の所籍を編製する(在籍)	昭和三拾七年四月五日父の氏を称する入籍届右につき新戸籍ある母の所籍を編製する(在籍)	昭和三拾七年四月五日父の氏を称する入籍届右につき新戸籍ある母の所籍を編製する(在籍)	昭和三拾七年四月五日父の氏を称する入籍届右につき新戸籍ある母の所籍を編製する(在籍)	昭和三拾七年四月五日父の氏を称する入籍届右につき新戸籍ある母の所籍を編製する(在籍)	昭和三拾七年四月五日父の氏を称する入籍届右につき新戸籍ある母の所籍を編製する(在籍)	昭和三拾七年四月五日父の氏を称する入籍届右につき新戸籍ある母の所籍を編製する(在籍)	昭和三拾七年四月五日父の氏を称する入籍届右につき新戸籍ある母の所籍を編製する(在籍)	昭和三拾七年四月五日父の氏を称する入籍届右につき新戸籍ある母の所籍を編製する(在籍)	昭和三拾七年四月五日父の氏を称する入籍届右につき新戸籍ある母の所籍を編製する(在籍)	昭和三拾七年四月五日父の氏を称する入籍届右につき新戸籍ある母の所籍を編製する(在籍)	昭和三拾七年四月五日父の氏を称する入籍届右につき新戸籍ある母の所籍を編製する(在籍)	昭和三拾七年四月五日父の氏を称する入籍届右につき新戸籍ある母の所籍を編製する(在籍)	昭和三拾七年四月五日父の氏を称する入籍届右につき新戸籍ある母の所籍を編製する(在籍)

119	118	117	116	一四 国籍の得喪	115	114	113	一三 分籍	112	111	110	民法七九一 氏法七九一 氏法七九一
国籍喪失届 (右同)	外国の国籍 取得した 場(合)	国籍喪失届 (自己の志 望によつて 外国の国籍 取得した 場(合))	帰化届 籍地後の本 籍地	欄	右	右	分籍届 本籍地 新戸籍	合出籍氏場か籍復復 を編製が合れすす した新又はいのの 場申戸復るのの	籍子の新戸 欄	右	籍にり民法 復前従三 するの七 るの九 入氏一	氏法七九一 氏法七九一 氏法七九一
同右	同右	同右	同右	欄	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
欄	欄	欄	欄	欄	欄	欄	欄	欄	欄	欄	欄	欄
昭和三拾五年七月五日志望によりアメリカ合衆国の国籍を回復したため国籍喪失届を提出した(場(合))	昭和三拾五年七月五日志望によりアメリカ合衆国の国籍を回復したため国籍喪失届を提出した(場(合))	昭和三拾五年七月五日志望によりアメリカ合衆国の国籍を回復したため国籍喪失届を提出した(場(合))	昭和三拾五年七月五日志望によりアメリカ合衆国の国籍を回復したため国籍喪失届を提出した(場(合))	昭和三拾五年七月五日志望によりアメリカ合衆国の国籍を回復したため国籍喪失届を提出した(場(合))	昭和三拾五年七月五日志望によりアメリカ合衆国の国籍を回復したため国籍喪失届を提出した(場(合))	昭和三拾五年七月五日志望によりアメリカ合衆国の国籍を回復したため国籍喪失届を提出した(場(合))	昭和三拾五年七月五日志望によりアメリカ合衆国の国籍を回復したため国籍喪失届を提出した(場(合))	昭和三拾五年七月五日志望によりアメリカ合衆国の国籍を回復したため国籍喪失届を提出した(場(合))	昭和三拾五年七月五日志望によりアメリカ合衆国の国籍を回復したため国籍喪失届を提出した(場(合))	昭和三拾五年七月五日志望によりアメリカ合衆国の国籍を回復したため国籍喪失届を提出した(場(合))	昭和三拾五年七月五日志望によりアメリカ合衆国の国籍を回復したため国籍喪失届を提出した(場(合))	昭和三拾五年七月五日志望によりアメリカ合衆国の国籍を回復したため国籍喪失届を提出した(場(合))

附録第八号 戸籍の消滅

第一 全部の消滅

除 籍 印朱

本籍	東京都千代田区平河町二丁目十番地	氏名	甲野義太郎
略	全戸籍により昭和九拾八年五月拾壹日消滅印		
略	父	亡甲野幸雄	長男
	母	松子	男
	朱	太郎	
	夫		
	朱	出生 昭和九拾九年六月貳拾壹日	
略	父	乙野忠治	長女
	母	春子	女
	朱	子	
	妻		
	朱	出生 昭和貳拾年壹月八日	
略	父	甲野義太郎	長女
	母	梅子	女
	朱	り	
	朱		
	朱	出生 昭和四拾八年貳月拾五日	

附録第六号 戸籍の訂正

第一 全部の訂正

除籍印朱

本籍	東京都千代田区平河町二丁目三番地	氏名	甲原義太郎
略	養子縁組無効につき戸籍訂正の申請により昭和五拾貳年拾貳月六日消除④		
略	昭和五拾貳年拾貳月四日養父甲原忠太郎養母杉子との養子縁組無効の裁判確定 同月八日養父母戸籍訂正申請消除④		
父	七甲野幸雄	長	
母	松子	男	
養父	甲原忠太郎	養	
養母	杉子	子	
夫	朱 義太郎		
妻	朱		
出生	昭和拾九年六月貳拾壹日		
略	昭和五拾貳年拾貳月四日養父甲原忠太郎養母杉子との養子縁組無効の裁判確定 同月八日養父母戸籍訂正申請消除④		
父	乙野忠治	長	
母	春子	女	
養父	甲原忠太郎	養	
養母	杉子	女	
妻	朱 子		
夫	朱		
出生	昭和貳拾年壹月八日		
父			
母			
出生	年 月 日		

第三 一部の訂正

本籍	東京都 中央区日本橋室町二丁目一番地	氏名	吉 鉄 佐 若 市 頼 朱 謝 我 朱
略	昭和五拾三年拾月拾七日氏を「若佐」と変更届出④		
略	昭和五拾三年拾月八日内藤頼吉との婚姻届出④	父	長 雄 幸 謝 我 亡
略	昭和五拾三年九月四日妻純子との婚姻無効の裁判確定同月拾日妻戸籍訂正申請 婚姻の記載消除④	母	男 子 松 子
略	昭和五拾三年拾月四日氏を「鉄吉」と変更届出④	朱 未	吉 鉄 朱 頼 市
略		生 出	昭和九年六月拾壹日
略	昭和四拾七年貳月貳拾日戸籍訂正許可の裁判確定同月貳拾六日父訂正申請名訂正④	父	長 吉 頼 謝 我
略		母	男 子 梅 子
略		朱 未	啓 太 郎 朱 徹 本
略		生 出	昭和四拾六年拾壹月貳日
略	昭和五拾三年拾月八日我謝頼吉との婚姻届出東京都千代田区神保町二十番一書	父	三 吉 信 原 丙
略	昭和五拾三年九月四日夫頼吉との婚姻無効の裁判確定同月拾日戸籍訂正申請消 除④	母	女 子 夏
略	朱 未 妻 子	朱 妻	
略		生 出	昭和貳拾六年四月九日

森 林 局 啓 事

森林局告示第12号
 家畜伝染病予防法第6条によりニューカッスル病の予防注射を次のとおり実施する。

1970年5月27日

森林局長 翁 長 林 正

- 1 目的 ニューカッスル病発生による緊急予防注射
- 2 区域 全球一円
- 3 対象 生後3週令以上の鶏
- 4 期 日 自 1970年5月10日
至 1970年6月30日
- 5 注射剤及び方法
ニューカッスル予防液の筋肉内注射

販売所	発行所
総務局財務部用度課	総務局渉外広報部文書課

大同印刷工業株式会社